

# 福岡県木材業者登録規定集

平成12年4月

・(社)福岡県木材組合連合会

## 目 次

福岡県木材業者登録規約	1
福岡県木材業者登録規程	4
福岡県木材業者登録要綱	7
登録申請書	8
登録簿	10
登録名簿	11
登録証	12
登録証再交付申請書	14
登録変更届	15
木材業者廃業届	16

# 福岡県木材業者登録規約

## (目的)

第1条 この規約は、木材業者の登録を行うために必要な事項を定め、木材業者の能力および動態を明確にして、木材の公正かつ円滑な取引を促進し、もって木材業者の社会的、経済的地位の向上と本会事業の発展を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規約において、「木材」とは素材（薪炭および、きのこの生産原木を除く）および製材品ならびに集成材、単板、合板、銘木等の特殊用材をいう。

2 木材業者とは、前項に規定する木材の生産売買を業とする者をいい、細部については、別に定める規程による。

## (登録)

第3条 この規約の定めるところにより、登録を受けることができる者は、前条第2項において規定する者とする。

前項の登録の有効期間は2年とし、有効期間が満了後引き続き業を営むときは、更新の登録を受けるものとする。

## (登録の申請)

第4条 登録（更新の登録を含む。以下同じ）を受けようとする者は、次の各号の事項を記載した登録申請書を（社）福岡県木材組合連合会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地、および代表者氏名）
- (2) 営業所または工場の名称及び所在地
- (3) 業態の内容
- (4) 設備の概要
- (5) その他会長が必要と認める事項

### (登録の実施)

- 第5条 会長は、前条の規定による登録の申請があったとき、該当申請者が木材業者として登録することが適當と思われる場合は、木材業者登録簿（以下「登録簿」という）に登録するものとする。
- 2 会長は、前項の登録をしたときは、木材業者登録証を本人に交付するものとする。
- 3 登録証を亡失し、またはき損したときは、再交付を受けることができる。

### (登録料、手数料)

- 第6条 登録を受けようとする者ならびに登録証の再交付及び登録証明書の交付を受けようとする者は、次の各号に掲げる登録料及び手数料を納付しなければならない。
- |                          |    |              |
|--------------------------|----|--------------|
| (1) 木材業者登録料              | 新規 | 10,000円      |
|                          | 更新 | 6,000円       |
| (2) 登録証の再交付及び登録証明書の交付手数料 |    | 1件につき 1,000円 |

### (登録の変更)

- 第7条 木材業者（業者が死亡し、または解散したときは、その相続人、もしくは精算人）は、次の各号の1に該当するに至ったときは、その旨を記載した届出書に所要事項を記入のうえ、会長に提出しなければならない。
- (1) 第4条第1号、第2号、第3号に掲げる事項に変更が生じたとき。
- (2) 事業を廃止したとき。

- 2 会長は、前項第1号に係る届け出があったときは、登録簿及び登録証の記載事項の変更等必要な措置を行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 会長は、木材業者が次の各号の1に該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条の規定による登録申請書に虚偽の記載をして登録をうけたもの。
- (2) 前条第1項の届け出をしなかったもの。
- (3) その他不正な方法により、登録を受けた者。

2 会長は、次の各号に掲げる場合は、木材業者の登録を抹消するものとする。

- (1) 第7条第1項第2号の規定による廃止届の提出があったとき。
- (2) 第8条第1項の規定により、登録の取り消しをしたとき。
- (3) 登録の有効期間満了の際、更新登録の申請がなかったとき。

(その他)

第9条 この規約実施にかかる細部については別途登録規程により定める。

## 付 則

1 この規約は平成12年4月1日から施行する。

# 福岡県木材業者登録規程

## (総則)

第1条 木材業者登録の実施は木材業者登録規約（以下「規約」という）に定めるほか、この規程に定めるところによる。

## (定義)

第2条 規約における木材業者の範囲は次のとおりとする。

- (1) 所有者の委託または請負等によって素材の生産をするもの。
- (2) 立木を購入し、立木のまま販売または素材を生産して販売するもの。
- (3) 素材を購入し、素材そのまま販売または貯蔵等により製材品を生産もしくは販売するもの。
- (4) 素材から製材品を生産し販売するもの、または製材品を購入し販売するもの及び加工販売するもの。
- (5) 素材を生産する者、または製材工場等で製材品を生産する者の委託により、素材及び製品を販売するもの。
- (6) 機械設備をもって素材から、規約第2条第1項に規定する特殊用材を生産若しくは販売するもの。

## (書類の提出期限)

第3条 規約第4条及び第7条の登録（更新の登録を含む。以下同じ）、登録の変更等の届け出は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書は事業開始20日前及び更新の申請書は有効期限の20日前までに提出するものとする。
- (2) 登録の変更届出書は、変更の生じた日から20日以内に提出するものとする。

## (登録申請書の様式)

第4条 登録申請書等の様式は次のとおりとする。

- (1) 登録申請書 別記第1号様式（更新の登録申請書も同一とする）
- (2) 登録簿 別記第2号様式

- (3) 登録証 別記第3号様式
- (4) 登録証の再交付申請書
  - 別記第4号様式
- (5) 規約第7条の規約による届け出
  - (イ) 規約第4条各号に掲げる事項に変更を生じた場合
    - 別記第5号様式
  - (ロ) 事業を廃止した場合
    - 別記第6号様式

(登録料等の納付方法)

第5条 規約第6条の規定による登録料及び登録証等再交付手数料は申請を行うとき、現金により納付しなければならない。

(申請書等書類の提出)

第6条 申請者は、この規程第4条に定める登録申請書、登録証再交付申請書変更届等「正副」2通を作成し、申請者が所属する地区木材組合に提出するものとする。

ただし、申請をしようとする者が、地区木材組合未加入者等員外業者である場合についても、同手続きによるものとする。

- (1) 申請者が2以上の営業所（工場）を有する場合は、主たる営業所において、その地域の地区木材組合へ提出するものとする。
- (2) 登録申請書等を受理した地区木材組合の代表者は、速やかに申請書等の内容を検討し、意見を付して「正」1通を本連合会会長に提出し、「副」1通は地区木材組合の控えとして保存する。

(登録等の取り扱い)

第7条 本連合会会長は、地区木材組合代表者より登録申請書を受理したときは登録簿に登録するとともに、登録証を申請者に交付するものとする。

(登録番号)

第8条 登録番号は、本木材組合連合会の名称の頭文字を付した

一連番号とする。

また、更新する場合においても、当初の番号をそのまま用いるものとし、廃業もしくは登録を抹消した場合は欠番とする。

(木材業者等の認定)

第9条 木材業者に該当するか否か（登録が必要か否か）については、規約第2条の木材業者の定義および規程第2条の定義の範囲に定めるもののほか、次の事項を勘案して認定する。

1. 登録申請書の記載内容から業務の実態を把握する。
2. 店舗、事業所等の有無、取引の恒常性の要素を基本とする。
3. 判定が判然としない場合または新規に業を開始する者については、その者の属する地区的木材組合から意見を徴して認定の参考とする。
4. 入手した木材の全てを自己の業務用（土木用、木工用等）として消費する者は、木材業者とみなさない。
5. 他人の依頼を受け報酬を得て木材（立木、素材、製材、チップ等）の斡旋のみを業とする者は木材業者とみなさない。

(補則)

第10条 この規程を変更するときは、理事会の2／3以上の承認を要する。

第11条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

(付則) この規定は平成12年4月1日から施行する。

# 福岡県木材業者登録要綱

## (総則)

福岡県木材業者登録規約、規定に定めのない事項については、本要綱により定める。

## (登録料)

規約第6条により登録料を定めているが、本登録制度発足時における特例措置を次のとおり定める。

- ① 県登録条例による登録者が、引き続き本登録をする場合は更新扱いとする。
- ② 本登録制度発足と同時に登録する者で、県条例による有効期間が1年残っている場合は、初回登録料を次のとおり減免する。

県登録条例による木製材業登録者	2,500円
〃 木材業登録者	1,250円
〃 製材業登録者	1,250円

## (看板料)

発足時の看板製作費は、7,000円

## (単位組合への還付)

登録料の20パーセントを取扱組合へ事務費として還付する

## (登録番号)

各組合毎の登録番号は別紙登録番号からスタートし、一連番号とする。

[第1号様式]

登録番号	福木連第 号
登録年月日	令和 年 月 日

# 木材業者登録申請書

## (新規、更新)

令和 年 月 日

(社)福岡県木材組合連合会 会長殿

申請者氏名

印

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

木材業者の登録を受けたいので、福岡県木材登録規約第4条の規定により申請します。

登 録 者	商号(名称)		
	氏名(代表)		
	住所(所在地) (法人にあっては、 主たる事業所の 所在地)	郵便番号	—
		電話	FAX
	営業所の名称 及び所在地		
	資本金	万円	

## 1、営業の概要

業種及び業態	1, 素材生産業	2, 素材販売業	3, 製品販売業
	4, 製材業(一般用、自家用、貯挽)	5, 木材市場	
	6, 特殊用材製造業	7, チップ製造業	8, その他( )
併業の状況	①建築業	②土木建設業	③家具建具製造業
	⑤その他( )		④木材防腐

## 2、年間木材取扱量

区分		素材生産 m <sup>3</sup>	原木売買 m <sup>3</sup>	製品売買 m <sup>3</sup>	製材挽立量 m <sup>3</sup>	特殊材生産 m <sup>3</sup>
木 材 業	国産材					
	外材					

## 3、木材チップ生産量

年間 \_\_\_\_\_ t

## 4、オガ屑生産量

年間 \_\_\_\_\_ t

## 5、施設又は構造物の概要

区分	事務所	工場	倉庫	貯木場
数量	棟	工場	棟	ヶ所
面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>

## 6、機械施設等の概要

製材用動力の総出力数 KW

種類	チェンソー	集運材機	林内作業車	高性能 林業機械	トラック	自動送材車付 帯のこ盤 (1200mm以上)	"	テーブル式 帯のこ盤 (1200mm未満)
員数	台	セット	台	セット	台	台	台	台
種類	ローラー オート 帯のこ盤	送り 丸のこ盤	ツイン 帯・丸のこ	目立機	剥皮機	チッパー	乾燥施設	フォークリフト
員数	台	台	台	台	台	台	基	台
種類	注葉缶 (保存処理)	プレカット用 加工機						
員数	基	台						

## 7、従業員数

職種	伐木造材夫	集運材夫	製材工	目立工	その他	計
人 員	人	人	人	人	人	人

(従業員については家族労働者を含み、事業所の代表者及びアルバイト等の臨時的なものは除いて下さい)

経由木材組合名		意見	適否
---------	--	----	----

※業種、業態の欄は登録規程第2条の業態について申請者が該当する項を○で囲む。

# 福岡県木材業者登録簿

(地区組合名)

名称及び代表者 又は氏名	所在地又は住所	資本金 従業員数		業種 業態	取扱品目	登録番号	登録年月日	年 月 日
		第	号					

福岡県木業者登録簿

[第3号様式]

## 木 材 業 者 登 錄 証

福岡県木材業者登録規約により登録した者で  
あることを証する。

令和 年 月 日

(社) 福岡県木材組合連合会

会長

印

登録番号	福木連第 号
登録年月日	令和 年 月 日
住所	
氏名 [法人にあってはその名称] [及び代表者の氏名]	
業種業態	登録規程第2条第1項 号
有効期限	令和 年 月 日

令和 年 月 日登録

登録番号 福木連 第 号

## 福岡県木材業者登録証

住 所

氏 名

福岡県木材業者登録規約第5条の規程により  
木材業者として登録したことを証する

令和 年 月 日

(社)福岡県木材組合連合会

会長

[第4号様式]

令和 年 月 日

(社) 福岡県木材組合連合会 会長 殿

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

## 木材業者登録証再交付申請書

木材業者登録証を亡失（き損）したので福岡県木材業者登録規約  
第5条第3項の規定により、再交付を申請します。

[第5号様式]

令和 年 月 日

(社) 福岡県木材組合連合会 会長 殿

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

## 木材業者登録変更届

木材業者登録事項に次のとおり変更があるので、福岡県木材業者登録規約第7条の規定により、届出します。

変更事項	変更の内容
規約第4条第1号 (氏名及び住所)	
規約第4条第2号 (名称及び所在地)	
規約第4条第3号 (業種及び業態)	

[第6号様式]

令和 年 月 日

(社) 福岡県木材組合連合会 会長 殿

住所

氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者氏名)

## 木 材 業 者 廃 業 届

木材業を廃業したので、福岡県木材業者登録規約第7条第1項  
第3号の規定により、届出します。

登 錄 番 号	
廢 業 年 月 日	
廢 業 の 理 由	

## 自主登録 登録番号

組合名	番号
北九州 木材協同組合	1001～
筑豊地区〃〃	1301～
宗像〃〃	1501～
福岡市〃〃	1601～
南福岡〃〃	1801～
筑紫〃〃	1901～
糸島〃〃	2001～
朝倉東部〃〃	2101～
朝倉〃〃	2201～
浮羽木材流通事業〃	2301～
久留米 木材〃	2401～
八女西部〃〃	2501～
大川木材事業〃	2601～
柳川 木材〃	2801～
大牟田〃〃	2901～
豊前築上地区木材組合	3001～
築上西部〃	3101～
粕屋郡〃	3201～
那珂川〃	3301～
早良〃	3401～
黒木・矢部〃	3501～
星野村〃	3601～
上陽町〃	3701～
(註) 各組合毎の登録番号は上記番号からスタート し一連番号とする。	